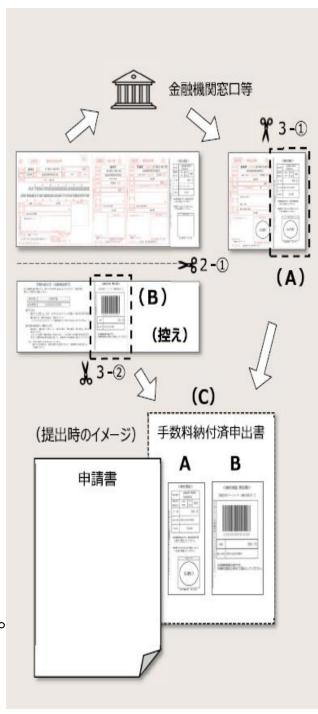
## 手数料納付書での納付

- 1. 県に手数料納付書の発行を依頼します。
- 2. 発行された手数料納付書により金融機関、ゆうちょ銀行の窓口やコンビニで現金により支払いを行います。
- ①手数料納付書の控え部分を切り離します。(後で必要になりますので、保管をお願いします。)
- ②手数料納付書により金融機関等 で支払います。
- ③「領収証書・納付済証」を受け 取ります。
- 3. 手数料納付済申出書を用意します。
- ①納付済証 (A) を切り離します。
- ②保管してあった控え部分から納付済証照合票(B)を切り離します。
- (B) を手数料納付済申出書に貼付して、長寿社会課施設・介護サービス班に提出します。



## 納付済証(A)

